

とともに、海上企業における船員募集計画の樹立

及び実施、失業対策の企画及び実施、海上労働力の需要供給の調整、職業指導及び部員職業補導に関する政策の樹立その他この法律の施行に關し必要な事務をつかさどり、所属の職員を指揮監督する。

第九条 地方運輸局長の行う船員の職業の安定に関する業務を効果あらしめるために、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）において専らこの法律を施行する業務に從事する官吏その他の職員は、人事院の定める資格又は経験を有する者でなければならない。

（**職員たる要件**）

第十条 地方運輸局長は、公共職業安定所の業務について、これに協力しなければならない。

（**求職者のための施設**）

第十一条 政府は、船員職業紹介事業を行うに当たり必要があると認めるときは、宿泊施設、食堂、浴場その他の施設を設けるものとする。

（**労働力の需給に関する調査**）

第十二条 國土交通大臣は、地方運輸局長の海上労働力の需要供給に関する調査報告により、雇用及び失業の状況に関する資料を集め、その研究調査の結果を公表するとともに、研究調査の結果に基づいて、海上労働力の需要供給の調整を図り、もつて雇用量を増大することに努めなければならない。

（**船舶所有者等に対する援助**）

第十三条 國土交通大臣は、船員の募集、選考、配置転換等に関する問題の処理について、船舶所有者、労働組合等その他関係者から援助を求められた場合においては、船員の職業に関する調査の結果に基づいて、その者に対しても必要な助言その他の措置を行わなければならない。

（**事務の依頼**）

第十四条 地方運輸局長は、公共職業安定所に次の事務を依頼することができる。

一 地方運輸局に出頭してすることの困難な求職の申込みを地方運輸局に取り次ぐこと。

二 求職者の身元、資格等に関する通報を周知させること。

三 前項各号の事務を依頼するに当たり、公共職業安定所が当該地域及びその近接地域にないときは、地方運輸局長は、当該地域の市町村長には、同項各号の事務を依頼することができる。

第二節 船員職業紹介

（**申込みの受理**）

第十五条 地方運輸局長は、いかなる求人又は求職の申込みについてもこれを受理しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する求人又は求職の申込みは受理しないことができる。

（**労働条件等の明示**）

（**申込み**）

一 その内容が法令に違反する求人又は求職の一申込みである。

二 その内容である賃金、労働時間その他の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不適当であると認められる求人の申込み。

三 労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものの違反に關し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者（國土交通省令で定める場合に限る。）からの求人の申込み。

四 次条第一項の規定による明示が行われない求人の申込み。

五 次に掲げるいずれかの者からの求人の申込み。

イ 暴力團員による不當な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力團員（以下この号及び第三十五条第七号において「暴力團員」という。）

ロ 法人であつて、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいとなる名称を有する者であるかを問わず、法人に對し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第三十五条及び第五十六条において同じ。）のうち暴力團員があるもの

ハ 暴力團員がその事業活動を支配する者が正當であるかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることがある。

六 正當な理由なく次項の規定による求めに応じない者からの求人の申込み。

七 地方運輸局長は、求人の申込みが前項各号に該当するかどうかを確認するため必要があると認めるときは、当該求人者に報告を求めることがある。

八 地方運輸局長は、求職者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

九 地方運輸局長は、求職者の個人情報を適正に使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正當な事由がある場合は、この限りではない。

（**求職者の個人情報の取扱い**）

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに當つては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正當な事由がある場合は、この限りではない。

（**施行規定**）

第二十条 地方運輸局長は、海上労働力の需要供給の状況に応じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（**地方運輸局長は、前項の規定による求人又は求職の開拓等**）

第二十一条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業指導の原則

第二十二条 船員職業紹介の手続その他の政府の行う船員職業紹介に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

（**第三節 職業指導**）

第二十三条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他の船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（**適性検査**）

（**第二十四条** 地方運輸局長は、必要があると認めるとときは、職業指導を受ける者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適応性の検査を行うことができる。）

（**第二十五条** 地方運輸局長は、職業指導を受ける者に対し、船員教育に関する情報の提供、相談

他の求人の条件について、求職者に対し、その就職先、労働条件、乗り組むべき船舶その他の求職条件について指導することができる。

第十六条 求人は、求人の申込みに当たり、地方運輸局長に対し、地方運輸局長は、紹介に当たり、求職者に対し、その従事すべき業務の内容及び賃金、労働時間その他の労働条件（次項において「従事すべき業務の内容等」という。）を明示しなければならない。

（**労働条件等の明示**）

（**争議行為に対する不介入**）

第十七条 地方運輸局長は、求人者又は求職者に、求人又は求職の申込みの内容に適合する紹介をするように努めなければならない。

（**紹介の原則**）

第十八条 削除

（**求職者の個人情報の取扱い**）

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに當つては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正當な事由がある場合は、この限りではない。

（**施行規定**）

第二十条 地方運輸局長は、海上労働力の需要供給の状況に応じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（**地方運輸局長は、前項の規定による求人又は求職の開拓等**）

第二十一条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業指導の原則

第二十二条 船員職業紹介の手続その他の政府の行う船員職業紹介に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

（**第三節 職業指導**）

第二十三条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他の船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（**適性検査**）

（**第二十四条** 地方運輸局長は、必要があると認めるとときは、職業指導を受ける者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適応性の検査を行うことができる。）

（**第二十五条** 地方運輸局長は、職業指導を受ける者に対し、船員教育に関する情報の提供、相談

法律第二十六号）第一条に規定する学校（以下単に「学校」という。）の学生若しくは生徒又は学校を卒業した者（國土交通省令で定める者）の成績等を提供し、職業指導を行い、及び地方運輸局間で連絡をすることにより、学生生徒等に對し紹介することが適當と認められるで、職業紹介による求職者と労働契約を締結しようとする場合において、求職者に對して前項の規定により明示された従事すべき業務の内容等を変更するときその他國土交通省令で定めるときは、当該求職者に對し、当該変更する従事すべき業務の内容等その他國土交通省令で定める事項を明示しなければならない。

（**紹介の原則**）

第十七条 地方運輸局長は、労働争議に對する中立の立場を維持するため、同盟罷業、閉出又はけい船の行なわれている船舶につき、求職者を紹介してはならない。

（**争議行為に対する不介入**）

第十八条 削除

（**求職者の個人情報の取扱い**）

第十九条 地方運輸局長は、その業務に関し、求職者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに當つては、その業務の目的の達成に必要な範囲内で求職者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正當な事由がある場合は、この限りではない。

（**施行規定**）

第二十条 地方運輸局長は、海上労働力の需要供給の状況に応じ、求人又は求職の開拓に努めなければならない。

（**地方運輸局長は、前項の規定による求人又は求職の開拓等**）

第二十一条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業指導の原則

第二十二条 船員職業紹介の手続その他の政府の行う船員職業紹介に關し必要な事項は、國土交通省令で定める。

（**第三節 職業指導**）

第二十三条 地方運輸局長は、あらたに船員の職業に就こうとする者その他の船員の職業に就こうとする者に対し特別の指導を加えることを必要とするときは、職業指導を行わなければならない。

（**適性検査**）

（**第二十四条** 地方運輸局長は、必要があると認めるとときは、職業指導を受ける者に就き、体力、知能、性格その他について船員の職業に対する適応性の検査を行うことができる。）

（**第二十五条** 地方運輸局長は、職業指導を受ける者に対し、船員教育に関する情報の提供、相談

その他の援助を与えることが必要であると認めるとときは、船員教育機関その他の関係者に対し、必要な協力を求めることができる。

2 地方運輸局長は、学校が学生又は生徒に対し行う職業指導に協力しなければならない。
 (施行規定)

第二十六条 職業指導の方法その他職業指導に関する事項は、国土交通省令でこれを定めること。

第四節 部員職業補導

(部員職業補導の原則)

第二十七条 部員職業補導は、海上労働力の需要供給の状況に応じて必要な職業種目について、これを行わなければならない。年少者その他特別の部員職業補導を加えることを必要とする者については、その者の能力に適するような補導の種目及び方法が選定されなければならない。

この法律の規定により国土交通大臣の行う部員職業補導は、海上労働者の専門的職業活動に直接関係があるものに限られなければならない。国土交通大臣は、技術的科目を除いて、学校において通常行われる科目に関する補導は、これを行わないものとし、技術的科目に関する補導を行う場合においても、実地訓練に重点を置き、座学はこれを最小限度にとどめるものとする。

(部員職業補導の機関)

第二十八条 部員職業補導は、国土交通大臣の指定する船員教育機関が、これを行う。

(地方運輸局長の協力)

第二十九条 地方運輸局長は、前条の船員教育機関の行う部員職業補導を受けるべき者の選考について、これに協力しなければならない。

(部員職業補導の種目等)

第三十条 部員職業補導の種目、及び方法並びに部員職業補導を受けるべき者の選考について必要な事項は、国土交通大臣が、これを定める。

2 部員職業補導の期間は、三箇月を超えてはならない。

(手当の支給)

第三十一条 政府は、部員職業補導を受ける者に対する手当を支給することができる。

(施行規定)

第三十二条 この節に定めるものの外、部員職業補導に関し必要な事項は、国土交通省令でこれを定める。

第三章 政府以外の者の行う船員職業紹介事業等

第一節 船員職業紹介事業

(船員職業紹介事業の禁止)

第三十三条 政府以外の者は、何人も、次条及び

第四十条に規定する場合を除いては、船員職業紹介事業を行つてはならない。

第三十四条 船舶所有者を代表する団体、船員を代表する団体、船舶所有者及び船員を代表する

協同の団体又は公益を目的とする団体で次の条件を具備するものは、国土交通大臣の許可を受け、無料の船員職業紹介事業を行うことがで

きる。

一、当該団体の行う船員職業紹介が有料でなく、かつ、その事業が営利を目的としないこと。

二、国庫から補助金を受けないで無料の船員職業紹介事業を行うこと。

三、前項の規定により無料の船員職業紹介事業を行おうとする同項の団体は、その無料の船員職業紹介事業において取り扱う職種の範囲その他業務の範囲(第三十六条第二号、第四十条第三項及び第四十二条第二項において「取扱職種の範囲等」という。)を定めて、前項の許可の申請を行うことができる。

四、国土交通大臣は、第一項の条件に適合する許可の申請があつたときは、これに対し許可を与えるなければならない。

(許可の欠格事由)

五、国土交通大臣は、前条第三項の規定にかかるわざ、次の各号のいずれかに該当する者に対する同一の許可を与えてはならない。

一、拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律その他の労働に関する法律の規定(次号に規定する規定を除く。)であつて政令で定めるもの若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定(同法第五十条(第二号に係る部分に限る。)及び第五十二条の規定を除く。)により、若しくは刑法(明治四十一年法律第四十五号)第二百四十四条、第二百六十二条、第二百八十二条、第二百八条の二、第二百二十号)の罪若しくは出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第七十

三条の二第一項の罪を犯したことにより、金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

二、健康保険法(大正十一年法律第七十号)第二百八十八条、第二百三十三条の二若しくは第二百三十四条第一項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第一百五十六条、第一百五十九条若しくは第二百六十条第一項、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第五十一条前段若しくは第五十四条第一項(同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。)、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第八十五条)第二百二条、第二百三十三条の二若しくは第二百四十六条前段若しくは第四十八条第二項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

四号)第四十六条前段若しくは第四十八条第二項(同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。)又は雇用保険法第八十三条若しくは第八十六条(同法第八十三条の規定に係る部分に限る。)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

五、第一項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六、第一百三十一条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項の規定により許可を取り消された場合には、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

七、暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この条及び第五十条において「暴力団員等」という。)

八、當業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

九、法人であつて、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

十、暴力団員等がその事業活動を支配する者

十一、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれのある者

(船員職業紹介所の所在地変更等)

第三十六条 第三十四条第一項の許可を受けて、各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

一、船員職業紹介所の所在地若しくは設備を変更し、又は船員職業紹介所を増設しようとするとき。

二、取扱職種の範囲等を変更しようとするとき。

三、心身の故障により無料の船員職業紹介事業をの確に遂行することができない者として国土交通省令で定めるもの

四、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五、第一百三十一条第一項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消され、当該取消しの日から起算して五年を経過しない者

六、第一百三十一条第一項又は第二項の規定により無料の船員職業紹介事業の許可を取り消された者が法人である場合(同項の規定により許可を取り消された場合には、当該法人が第一号又は第二号に規定する者に該当することとなつたことによる場合に限る。)において、当該取消しの処分を受ける原因となつた事項が発生した当時現に当該法人の役員であった者で、当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

七、暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(以下この条及び第五十条において「暴力団員等」という。)

八、當業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であつて、その法定代理人人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(学校等の行う無料の船員職業紹介事業)

第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出で、当該各号に定める者(これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。)について、無料の船員職業紹介事業を行ふことができる。

省令で定めるところにより、その書換えを受けなければならぬ。

(事業の廃止)

第六十二条 船員派遣元事業主は、当該船員派遣事業を廃止したときは、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

前項の規定による届出があつたときは、第五十五条第一項の許可是、その効力を失う。

第六十三条 船員派遣元事業主は、自己の名義をもつて、他人に船員派遣事業を行わせてはならない。

第二日 極則

(事業報告等)

第六十四条 船員派遣元事業主は、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行ふ事業所ごとの当該船員派遣事業に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、国土交通大臣に提出しなければならない。

前項の事業報告書には、国土交通省令で定めるところにより、船員派遣事業を行う事業所ごとの当該船員派遣事業に係る派遣船員の数、船員派遣の役務の提供を受けた者の数、船員派遣に関する料金の額その他船員派遣に関する事項を記載しなければならない。

船員派遣元事業主は、派遣船員を船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶において就業させるための船員派遣(以下「外国船舶派遣」という。)をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(準用規定)

第六十五条 第十九条及び第二十一条の規定は、船員派遣事業を行ふ場合について準用する。この場合において、第十九条及び第二十一条第一項中「地方運輸局長」とあるのは、「船員派遣元事業主」と、第十九条中「求職者」とあるのは、「船員」と、第二十一条第一項中「求職者を紹介してはならない」とあるのは、「船員派遣元事業主」を除く。)をしてはならない」と、同条第二項中「求職者を無制限に紹介する」とあるのは、「無制限に船員派遣がされ

る」と、「地方運輸局長は、当該船舶につき、求職者を紹介してはならない」とあるのは、「地

方運輸局長は、その旨を船員派遣元事業主に通報するものとし、当該通報を受けた船員派遣元

事業主は、当該船舶につき、船員派遣(当該通

報の際現に当該船舶につき船員派遣をしている場合にあつては、当該船員派遣及びこれに相当するものを除く。)をしてはならない」と、同

項ただし書中「使用されていた船員」とあるのは、「使用されていた船員(船員派遣に係る労働に従事していた船員を含む。)」と、「求職者を紹介する」とあるのは、「船員派遣をする」と読むべきであるものとする。

第二款 派遣船員の就業条件の整備等

(契約の内容等)

第一目 船員派遣契約

一 派遣船員が從事する業務の内容

二 派遣船員が乗組む船舶(以下「派遣船舶」という。)の名称、総トン数、用途(漁船にあつては、從事する漁業の種類を含む)及び就航航路又は操業海域

三 船員派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣船員を指揮命令する者に関する事項

四 船員派遣の期間

五 基準労働期間(船員法第六十条第三項に規定する基準労働期間をいう。以下同じ。)、労働時間及び休息時間に関する事項

六 安全及び衛生に関する事項

七 派遣船員から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項

八 船員派遣契約の解除に当たつて講ずる派遣船員の雇用の安定を図るために必要な措置についての規定

九 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める事項

もの締結に際しては、国土交通省令で定めるところにより、当該外国船舶派遣に係る派遣先が次に掲げる措置を講すべき旨を定めなければならない。

一 第八十五条の派遣先責任者の選任

二 第八十六条第一項の派遣先管理台帳の作成、同項各号に掲げる事項の当該台帳への記載及び同条第三項の国土交通省令で定める条件に従つた通知

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令で定める当該船員派遣に係る派遣船員の就業(以下「派遣就業」という。)が適正に行われるために必要な措置

船員派遣元事業主は、第一項の規定により船員派遣契約を締結するに当たつては、あらかじめ、当該契約の相手方に対し、第五十五条第一項の許可を受けている旨を明示しなければならない。

第八十八条第一項各号に掲げる業務以外の業務について船員派遣元事業主から新たな船員派遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者は、第一項の規定により当該船員派遣契約を締結するに当たり、あらかじめ、当該船員派遣元事業主に対し、当該船員派遣の役務の提供が開始される日以後当該業務について同条第一項の規定に抵触することとなる最初の日を通知しなければならない。

船員派遣元事業主は、第八十八条第一項各号に掲げる業務以外の業務について新たな船員派遣契約に基づく船員派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該業務に係る船員派遣契約を締結してはならない。

船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のもの

を新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。

(派遣船員であることの明示等)

第七十条 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員に係る派遣就業が適正に行われるようによると必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(適正な派遣就業の確保)

船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員に係る派遣先がその指揮命令の下に当該

派遣船員に係る派遣就業が適正に行われるようによると必要な措置を講ずるに当たつて当該派遣就業に係るこの法律又は第四目の規定により適用さ

れる法律の規定に違反することがないようにそ

の他当該派遣就業が適正に行われるようによると必要な措置を講ずる等適切な配慮をしなければならない。

(派遣船員であることの明示等)

第七十一条 船員派遣元事業主は、船員を派遣船員として雇用しようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。

(派遣船員であることの明示等)

船員派遣元事業主は、その雇用する船員であつて、派遣船員として雇用した船員以外のもの

を新たに船員派遣の対象としようとするときは、あらかじめ、当該船員にその旨を明示しなければならない。

(派遣船員であることの明示等)

第七十二条 船員派遣元事業主は、その雇用する派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先であつた者を含む。)又は派遣先となることとなる者に当該船員派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(派遣船員による雇用制限の禁止)

船員派遣元事業主は、その雇用する船員との間で、正当な理由がなく、その者に係る派遣先である者(派遣先であつた者を含む。)又は派遣先となることとなる者に当該船員派遣元事業主との雇用関係の終了後雇用されることを禁ずる旨の契約を締結してはならない。

(派遣船員による雇用制限の禁止)

第七十三条 船員派遣元事業主は、船員派遣をし

ようとするときは、あらかじめ、当該船員派遣

第二日 船員派遣元事業主の講ずべき措置等

(派遣船員等の福祉の増進)

派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする船員について、各人の希望及び能力に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件の向上その他雇用の安定を図るために必要な措

置を講ずることにより、これらの者の福祉の増進を図るよう努めなければならない。

第六十九条 船員派遣元事業主は、その雇用する

派遣船員又は派遣船員として雇用しようとする

船員について、各人の希望及び能力に応じた就

業の機会及び教育訓練の機会の確保、労働条件

の向上その他雇用の安定を図るために必要な措

置を講ずることにより、これらの者の福祉の増

進を図るよう努めなければならない。

第六十八条 船員派遣契約の解除は、将来に向か

つてのみその効力を生ずる。

に係る派遣船員に対し、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を明示しなければならない。

一 当該船員派遣をしようとする旨

二 第六十六条第一項各号に掲げる事項その他の

国土交通省令で定める事項であつて当該派遣

船員に係るもの

三 第八十二条第一項各号に掲げる業務以外の

業務について船員派遣をする場合にあつては、当該派遣船員が従事する業務について派

遣先が同項の規定に抵触することとなる最初

の日

2 船員派遣元事業主は、派遣先から第八十二条

第五項の規定による通知を受けたときは、遅滞

なく、当該通知に係る業務に従事する派遣船員

に対し、国土交通省令で定めるところにより、

当該業務について派遣先が同条第一項の規定に

抵触することとなる最初の日を明示しなければ

ならない。

(派遣先への通知)

第七十四条 船員派遣元事業主は、船員派遣をするときは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

一 当該船員派遣に係る派遣船員の氏名

二 当該船員派遣に係る派遣船員に関する健康

保険法第三十九条第一項の規定による被保険

者の資格の取得の確認、厚生年金保険法第十

八条第一項の規定による被保険者の資格の取

得の確認、雇用保険法第九条第一項の規定に

よる被保険者となつたことの確認及び船員保

険法第十五条第一項の規定による被保険者と

なつたことの確認の有無に関する事項であつ

て国土交通省令で定めるもの

三 前二号に掲げるもののほか、国土交通省令

で定める事項

(船員派遣の期間)

第七十五条 船員派遣元事業主は、派遣先が当該

船員派遣元事業主から船員派遣の役務の提供を

受けたならば第八十二条第一項の規定に抵触す

ることとなる場合には、当該抵触することとな

る最初の日以降継続して船員派遣を行つてはな

らない。

2 船員派遣元事業主は、前項の当該抵触するこ

ととなる最初の日の一月前の日から当該抵触す

ることとなる最初の日の前日までの間に、国土

交通省令で定める方法により、当該抵触するこ

ととなる最初の日以後継続して船員派遣を行わ

ない旨を当該派遣先及び当該船員派遣に係る派

遣船員に通知しなければならない。

(派遣元責任者)

第七十六条 船員派遣元事業主は、派遣就業に関

する運送契約に係る事項を行わせるため、国土交通省

令で定めるところにより、第五十六条第一号、

第二号及び第四号から第九号までに該当しない

者(未成年者及び心身の故障により派遣元責任

者の職務を的確に遂行することができない者と

して国土交通省令で定めるものを除く。)のう

ちから派遣元責任者を選任しなければならな

い。

一 第七十二条、第七十三条、第七十四条、前

条第二項及び次条に定める事項に関するこ

と。

二 当該派遣船員に対して必要な助言及び指導

を行うこと。

三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理

に当たること。

四 当該派遣船員等の個人情報の管理に関する

こと。

五 当該派遣船員の安全及び衛生に関する業務を

統括管理する者並びに当該派遣先との連絡調

整を行うこと。

六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との

連絡調整を行うこと。

(派遣元管理台帳)

第七十七条 船員派遣元事業主は、国土交通省令

で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣

元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣船員ごと

に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 派遣先の氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつては、その代表者の氏名

二 事業所の所在地及び派遣船舶の名称

三 船員派遣の期間及び派遣就業をした日

四 基準労働時間及び労働時間

五 従事する業務の種類

六 派遣船員から申出を受けた苦情の処理に関

する事項

七 前各号に掲げるもののほか、国土交通省令

で定める事項

(船員派遣の期間)

第七十八条 船員派遣元事業主は、前項の派遣元管理台帳

(準用規定)

第七十二条及び第七十三条第一項

(第三号を除く。)の規定は、船員派遣元事業主

以外の船員派遣をする事業主について準用す

る。この場合において、第七十二条中「派遣

先」とあるのは、「船員派遣の役務の提供を受

ける者」と読み替えるものとする。

(船員派遣契約に関する措置)

第七十九条 派遣先は、第六十六条第一号、

第二号及び第四号から第九号までに該当しない

者(未成年者及び心身の故障により派遣元責任

者の職務を的確に遂行することができない者と

して国土交通省令で定めるものを除く。)のう

ちから派遣元責任者を選任しなければならな

い。

一 第七十二条、第七十三条、第七十四条、前

条第二項及び次条に定める事項に関するこ

と。

二 当該派遣船員に対して必要な助言及び指導

を行うこと。

三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理

に当たること。

四 当該派遣船員等の個人情報の管理に関する

こと。

五 当該派遣船員の安全及び衛生に関する業務を

統括管理する者並びに当該派遣先との連絡調

整を行うこと。

六 前号に掲げるもののほか、当該派遣先との

連絡調整を行うこと。

(船員派遣の役務の提供を受ける期間)

第八十条 派遣先は、その指揮命令の下に労働さ

れること。

一 第七十二条、第七十三条、第七十四条、前

条第二項及び次条に定める事項に関するこ

と。

二 当該派遣船員に於ける労働時間は、次の各号に

応じて定められる。

三 前号に掲げる場合以外の場合

一 前号に掲げる場合に応じて、それぞれ當該各号に定める期

間とす。

二 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

三 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

四 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

五 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

六 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

七 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

八 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

九 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

十 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

十一 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

十二 前号に掲げる場合に応じて、當該各号に定める期

間とす。

4 派遣先は、前項の期間を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該派遣

先の事業所に、船員の過半数で組織する労働組

合がある場合においてはその労働組合に対し、

船員の過半数で組織する労働組合がない場合に

おいては船員の過半数を代表する者に対し、当

該期間を通知し、その意見を聴くものとする。

5 派遣先は、船員派遣契約の締結後に当該船員

派遣契約に基づく船員派遣に係る業務について

第三項の期間を定め、又はこれを変更したとき

は、速やかに、当該船員派遣をする船員派遣元

事業主に対し、当該業務について第一項の規定

に抵触することとなる最初の日を通知しなけれ

ばならない。

(派遣船員の雇入れ)

第八十二条 派遣先は、派遣船舶ごとの同一の業

務(前条第一項各号に掲げる業務を除く。)に

ついて船員派遣元事業主から継続して一年以上

の期間船員派遣の役務の提供を受けた場合において引き続き

当該同一の業務に船員を従事させるため、当該

船員派遣の役務の提供を受けた期間(以下この

条において「派遣実施期間」という。)が経過

した日以後船員を雇い入れようとするときは、

する育児休業をする場合における当該船員の

業務その他これに準ずる場合として国土交通

省令で定める場合における当該船員の業務

介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の

福祉に関する法律第二条第二号に規定する介

護休業をし、及びこれに準ずる休業として國

土交通省令で定める休業をする場合における

当該船員の業務

当該同一の業務に派遣実施期間継続して従事した派遣船員であつて次の各号に適合するものを、遅滞なく、雇い入れるように努めなければならぬ。

遣先に雇い入れられて当該同一の業務に従事することを希望する旨を当該派遣先に申し出たこと。

三 当該派遣船員から申出を受けた苦情の処理に当たること。

四 当該派遣船員の安全及び衛生に関する業務を統括管理する者並びに当該船員派遣元事業主との連絡調整を行うこと。

五 前号に掲げるもののほか、当該船員派遣元事業主との連絡調整に関すること。

有者とみなして、同法第六条の規定により適用される労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第三条及び第五条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）並びに船員法第六十七条第一項及び第二項の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員に対する休日及び有給休暇」とあるのは、「船員に対する休日」とする。

4 船所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）をする。
前項の場合におけるその使用する船員を派遣して、
就業のために船舶に派遣している船舶所有者（以下この条及び次条において「派遣元の船舶所有者」という。）に関する船員法第八十一条各項の規定（同項に係る罰則の規定を含む。）の適用については、同項中「その他の船上作業者の立場の上に立つて」の部分を削除する。

派遣実施期間が経過した日から起算して七日以内に当該船員派遣元事業主との雇用関係が終了したこと。

による通知を受けた場合において、当該船員派遣の役務の提供を受けたならば第八十一条第一項の規定に抵触することとなる最初の日以降継

一 船員派遣元事業主の氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては、その代表者の氏名
二 派遣就業をした日
三 派遣就業をした日ごとの労働時間
四 従事した業務の種類
五 派遣員いつ日出でるをさすに告げぬ限り二回間

五 沖縄船員から申出を受けた苦情の処理は開港場で定める事項

3 派遣先は、前項の派遣先管理台帳を三年間保存しなければならない。

り、第一項各号（第一号を除く。）に掲げる事項を船員派遣元事業主に通知しなければならない。

第八十七条 第七十九条の規定は、船員派遣の役務の提供を受ける者であつて派遣先以外のもの（準用規定）

について準用する。
(外国船舶派遣に関する特例)

道を立つ場合はにおいては、第七十九条から前項までの規定は、適用しない。

第八十九条 派遣就業のために船員法第一条第一項に規定する船舶（以下この条及び次条において

て単に「船舶」という。）に乗り組む派遣船員であつて、船員派遣の役務の提供を受ける者に雇用されていないもの（以下この条及び次条に

おいて「乗組み派遣船員」という。)の派遣就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた乗組み派遣船員を使用する船舶所

第六十五条の三第三項（同法第八十八条の二の二第六項において準用する場合を含む。）中「その使用する」とあるのは「派遣元の船舶所有者による者がその使用する」と、同法第八十七条第一項第一号中「船内で作業することを申し出た場合」とあるのは「あらかじめ、船内で作業に従事することを派遣元の船舶所有者に申し出た場合」と、同法第八十八条の二の二第二項及び第三項中「第六十条第一項の規定による労働時間の制限を超えて作業に従事することを申し出たとき」と、同法第六項中「同項本文の時刻の間ににおいて」とあるのは「あらかじめ、同項本文の時刻の間ににおいて」で、同法第八十八条の二第三項中「次に掲げる申出をした場合」とあるのは「あらかじめ、その休息時間を同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出でて、同項の協定で定めるところによることを船舶所有者に申し出たとき」とあるのは「あらかじめ、同項本文の時刻の間ににおいて」と、「申し出た場合」とあるのは「派遣元の船舶所有者に申し出た場合」とする。

乗組み派遣船員が乗組り組む船舶に関しては、当該船舶において船員派遣の役務の提供を受け取る者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船員法第六十九条、第七十条（同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二、第一百七十七条の二から第一百十八条の四まで並びに第一百十八条の六第一項の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

派遣元の船舶所有者は、船員派遣をする場合であつて、第二項、第三項、第五項又は前項の規定により船舶所有者とみなされることとなる船員派遣の役務の提供を受ける者が当該船員派遣に係る船員派遣契約に定める派遣就業の条件に従つて当該船員派遣に係る派遣船員を作業に従事させたならば、第二項の規定により適用される船員法第六十七条の二第一項の規定、第三項の規定により適用される同法第八十一条第一項の規定、第五項の規定により適用される同法第六十二条（同法第八十八条の三第二項の規定

により読み替えて適用される場合を含む)、第六十五条の二第三項(同法第八十九条の二の二第五項において読み替えて準用する場合を含む)、第八十六条第一項及び第二項、同条第三項(漁船に係る部分に限る)、第八十七条第一項及び第三項、第八十八条、第八十九条の三第一項及び第三項、第八十八条の四並びに第八十八条の六の規定若しくは前項の規定により適用される同法第六十九条、第七十条(同法第七十一条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む)、第八十条、第八十一条第二項及び第三項、第八十二条、第八十二条の二並びに第一百七十二条の二から第一百十八条の四までの規定又はこれらの規定に基づく命令の規定(次項において「船員法令の規定」という)に抵触することとなるときにおいては、当該船員派遣を行つてはならない。

派遣元の船舶所有者が前項の規定に違反したときは(当該船員派遣に係る乗組み派遣船員に關し第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により船員を使用する船舶所有者とみなされる船員派遣の役務の提供を受ける者において当該船員法令の規定に抵触することとなつたときに限り)は、当該派遣元の船舶所有者は当該船員法令の規定に違反したものとみなして、船員法第一百二十九条から第一百三十一条までの規定を適用する。

前各項の規定による船員法の特例については、同法第六十八条第一項中「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定」とあるのは、「第六十条から前条までの規定及び第七十二条の国土交通省令の規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)」と、同法第七十条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは、「第六十条から第六十九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)」と、同法第七十六条第一項第一項及び第七十七条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは、「第六十条から第六十九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)」と、同法第八十七条第一項及び第七十八条第一項中「第六十条から第六十九条までの規定」とあるのは、「第六十条から第六十九条までの規定(船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む)」と、同法第八十九条の二中「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十七条第一項から第七十三条までの規定」とあるのは、「第六十一条、第六十四条から第六十五条の二まで、第六十五条の三第三項、第六十六条、第六十八条第一項及び第七十七条第一項から第七十三条までの規定」とある。

「含む。」と、同法第二項中「船舶所有者又は」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者を含む。）又は」と、同法第一百三十三条第一項中「労働基準法、この法律に基づく命令、」とあるのは「労働基準法及びこの法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれららの規定が適用される場合におけるこれらの規定を含む。）並びに」と、「第六十五条の三第三項の協定を記載した書類」とあるのは「第六十五条の三第三項の協定を記載した書類（派遣先の船舶所有者にあっては、乗組み派遣船員に係る労働協約、就業規則並びに第三十四条第二項、第六十四条の二第一項、第六十五条及び第六十五条の三第三項の協定を記載した書類を含む。）」と、同法第一百八十八条の六第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれららの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第二項中「船内苦情処理手続」と、同法第二項中「船内苦情処理手続」とあるのは「派遣先の船舶所有者が定める船内苦情処理手続」と、同法第一百二十条中「この法律に基いて発する命令」とあるのは「この法律に基いて発する命令（船員職業安定法第八十九条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）並びに同法第八項の規定」として、これらの規定（これららの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。

前各項の規定による船員法の特例（第六項の規定による同法第一百七十七条の二から第一百八十八条の四までの規定の適用に係る部分を除く。）については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者（第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

同一の家庭に属する者のみを使用する船舶所有者（第五項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者を除く。）に使用される乗組み派遣船員の派遣就業に関しては、船員法第七章、第八十五条第一項及び第八十六条第一項本文並びに第九章の二の規定（第五項の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）は、適用しない。

船員派遣契約が船員派遣契約の解除その他の事由により終了したときは、当該船員派遣契約

に係る乗組み派遣船員の雇入契約は、終了する。

第一項から第五項まで及び第九項に規定するもののほか、この条の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における支拂いを賛成するものに必要な事項は、命令で定めるものとする。

船舶の船員災害防止活動の促進に関する法律の適用に関する特例

は、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該乗組み派遣船員を使用する船舶所有者（船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）第二条第三項に規定する船舶所有者をいう。以下この条において同定じ。）と、当該乗組み派遣船員を当該船員派遣の役務の提供を受ける者にもまた使用される船員とみなして、同法第三条、第四条及び第十一条から第十四条までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この場合において、同法第十条第一項中「次の業務」とあるのは「次の業務（船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員（以下単に「乗組み派遣船員」という。）に関しては、当該業務のうち国土交通省令で定めるものを除く。）」と、同法第十一条第一項中「次の事項」とあるのは「次の事項（乗組み派遣船員に関しては、当該事項のうち国土交通省令で定めるものを除く。）」とする。

する船員災害防止活動の促進に関する法律第十一条及び第十二条の規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、同法第十一条第一項中「次の業務」とあるのは、「次の業務（船員職業安定法第八十九条第一項に規定する乗組み派遣船員（以下単に「乗組み派遣船員」という。）に関する事項）」と、同法第十一条第一項中「次の事項」とあるのは、「次の事項（乗組み派遣船員に関する事項）」とす

乗組み派遣船員が乗り組む船舶において船員の派遣の役務の提供を受ける者に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者のみを乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなして、船

4 員災害防止活動の促進に関する法律第十六条から第十八条までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）を適用する。
前三項の規定による船員災害防止活動の促進

に關する法律の特例については、同法第五条第一項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者（船員職業安定法第九十五条第一項又は第三項の規定により乗組み派遣船員を使用する船舶所有者とみなされる者をいう。以下同じ。）を含む。）」と、同法第九条、第十五条、第三十一条、第六十一条第二項及び第三項並びに第六十四条第二項中「船舶所有者」とあるのは「船舶所有者（派遣先の船舶所有者

有者を含む。)」と、同法第六十一条第一項中「この法律(第一章、第二章及び前章を除く。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。)」とあるのは、「この法律(第一章、第二章及び前章を除き、船員職業安定法第

九十条の規定によりこの法律（第一章、第二章及び前章を除く。）が適用される場合を含む。以下この条、次条、第六十四条及び第六十五条において同じ。」と、同条第二項及び同法第六十四条第一項中「この法律に基づく命令」とあるのは「この法律に基づく命令（船員職業安定法第九十条の規定によりこれらの規定が適用される場合を含む。）」と、同法第六十一条第五項中「前二項の場合」とあるのは「前二項の場合（船員職業安定法第九十条の規定によりこれら

の規定が適用される場合を含む)」として、これらの規定(これらの規定に係る罰則の規定を含む)」を適用する。

5 前各項の規定による船員災害防止活動の促進に関する法律の特例については、乗組み派遣船員が同居の親族のみを使用する船舶所有者（第一項及び第三項の規定により乗組み派遣船員を

第一項及び第二項の規定に依る船主の登録を受けることのない船舶の所有者とみなされる者を除く。) 使用する船舶所有者とみなされる者を除く。) 使用される者又は家事使用人である場合には、適用しない。

6 第一項、第二項及び第四項に規定するもののほか、この条の規定により船員災害防止活動の促進に関する法律及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の適用に関する特例)

船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船員を雇用する事業主とみなして、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する

法律（昭和四十七年法律第百十三号）第九条第三項、第十一條第一項、第十一條の二第二項、第十一條の三第一項、第十一條の四第二項、第十二條及び第十三條第一項の規定を適用する。この場合において、同法第十一條第一項及び第十一條の三第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特

第九十一条の二 船員派遣の役務の提供を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船

員を雇用する事業主とみなして、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条、第十六条（同法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む。）、第二十条の二、第二十一条第一項、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

の安定及び職業生活の充実等に関する法律の適用に関する特例)

者がその指揮命令の下に労働させる派遣船員の
当該船員派遣に係る就業に関しては、当該船員
派遣の役務の提供を受ける者もまた当該派遣船
員を雇用する事業主とみなして、労働審査の対象

最前月の支度金の支拂いを爲す爲めに、合意の範囲内に於ける労働者の雇用の安定及び職業的推進並びに労働者の雇用の安定及び職業的生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第三十条の二第一項及び第三十

（外国船舶派遣に係る船員法等の適用に関する
条の三第二項の規定を適用する。この場合において、同法第三十条の二第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

第九十二条 船員派遣元事業主とその雇用する派遣船員であつて船員法第一条第一項に規定する船舶以外の船舶に派遣するもの(同居の親族の特例)

みを使用する船員派遣元事業主に使用される者及び家事使用人を除く)との労働関係については、派遣船員を同法第二条第二項に規定する予備船員と、船員派遣元事業主を同法第五条第

一項の規定により船舶所有者に関する規定の適用を受ける者とみなして、同法第一条第一項、第四条、第三十一条、第三十二条、第三十三条から第三十五条まで、第四十四条の二、第四条の三、第五十条第一項及び第四項、第五十二条から第五十四条まで、第五十六条、第五十八条、第五十八条の二、第七章、第八十一条第一項、第八十三条、第八十四条、第八十五条第一項、第八十七条第一項本文及び第二項本文、

第八十八条の八、第十一章、第十一章（第九十七条第一項（第四号に係る部分に限る。）を除く。）、第一百一条第一項、第一百二条から第一百六条まで、第一百七条（第五項を除く。）、第一百八条、第一百九条から第一百十二条まで、第一百十三条第一項

及び第二項、第百四十四条から第百五十七条まで、
第百五十九条から第百二十一条まで、第百二十一條
の二から第百二十二条の四までの規定並びにこ
れらの規定に基づく命令の規定（これらの規定
に係る罰則の規定を含む。）を適用する。この
場合において、同法第四十四条の二第一項中
「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて
作業に従事しない期間」とあるのは「第八十七
条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船
員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定

する船員派遣をいう（以下同じ）の役務に從事しない期間」と、同法第七十四条第一項、第二項及び第四項中「同一の事業に属する船舶」

とあるのは「船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船員派遣契約に係る船舶」と、同項中「第八十七条第一項又は第二項の規定によつて勤務に専従しなく期間」とあるのは「第八十

「莫翁に付し奉りたる其局」。さるのい、船員一
七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて
船員派遣に係る勤務に従事しない期間」と、同
法第七十八条第一項中「並びに国土交通省令の

定める手当及び食費」とあるのは「及び国士交通省令の定める手当」と、同法第八十一条第一項中「作業用具の整備、船内衛生の保持に必要な設備の設置及び物品の備付け、船内作業による危害の防止及び船内衛生の保持に関する措置

の船内における実施及びその管理の体制の整備
その他の船内作業による危害の防止及び船内衛
生の保持に關し国土交通省令で定める事項」と
あるのは「派遣船員の安全及び健康の確保に關

し国土交通省令で定める事項」と、同法第八十三条第一項中「船舶に乗り組ませてはならない」とあるのは、「船員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十七条第一項本文及び第二項本文中「船内で使用してはならない」とあるのは、「国土交通省令の定める場合を除き、船員派遣の役務に従事させてはならない」と、同法第八十九条第二項中「雇入契約存続中」とあるのは、「船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とあるのは、「船員乗組み中」と、同法第九十五条中「船員保險法」とあるのは、「船員保險法（船員職業安定法第九十三条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百一条第一項中「この法律」とあるのは、「この法律（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、「船員の労働関係」とあるのは、「船員の労働関係（船員職業安定法第九十二条第一項に規定する労働関係を含む。）」と、同法第一百四条第三項中「第一項」とあるのは、「第一項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第一百十三条第一項及び第二項中「船内及びその他の事業場内」とあるのは、「事業場内」とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により船員法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。

3 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法（第一条から第十一条まで、第百七十三条から第百十九条まで及び第一百二十二条を除く。）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第五十号）の規定は、適用しない。ただし、労働基準法第七条の規定について、同法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事していない場合に限る。

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）、

する法律（昭和五十一年法律第三十四号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律並びにこれらの法律に基づく命令の規定の適用については、船員法の適用を受ける船員とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。
5 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係についての雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の規定の適用に関しては、同法第三十一条第一項中「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項又は第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」とあるのは、「船員職業安定法第九十二条第一項の規定により読み替えて適用される船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項本文又は第二項本文の規定によつて船員派遣の役務に従事しなかつたこと」とする。
(船員保險法等の適用に関する特例)

第九十三条 前条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保險法第二条第一項に規定する船員保險の被保険者（同条第一項に規定する疾病任意継続被保険者（同条第一項に規定する疾病任意継続被保険者と同一の被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは、「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二条第二項に規定する派遣船員をいう。）を含む。以下「船員」という。）」と

、同法第三十三条第四項中「船員法第八十九条第二項」とあるのは、「船員法第八十九条第二項（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第四十六条第一項中「船員法」とあるのは、「船員法（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の規定により船員保險法及び同法に基づく命令の規定を適用する場合における技術的読替えその他必要な事項は、命令で定める。
3 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係については、労働基準法（第一条から第十一条まで、第百七十三条から第百十九条まで及び第一百二十二条を除く。）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第百十八号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）及び労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第五十号）の規定は、適用しない。ただし、労働基準法第七条の規定について、同法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事していない場合に限る。

4 第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、労働組合法、最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）、中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六十号）、労働者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和三十九年法律第百三十七号）、

まれるものとされた派遣船員（次項において「船員保險の被保険者に含まれるものとされた派遣船員」という。）及びその被扶養者（同条第五项に規定する被扶養者をいう。次項において同じ。）は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五条の規定にかかるらず、同条に規定する国民健康保険の被保険者としない。
4 船員保險の被保険者に含まれるものとされた派遣船員及びその被扶養者は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び介護保險法（平成九年法律第百二十三号）並びにこれら法律に基づく命令の規定の適用については、それぞれ船員保險法の規定による被保険者及び同法の規定による被扶養者とみなす。この場合において、必要な技術的読替えは、命令で定める。

(厚生年金保險法等の適用に関する特例)
第九十四条 第九十二条第一項の規定により船員法の適用を受ける労働関係に係る派遣船員は、船員保險法第二条第一項に規定する船員保險の被保険者（同条第一項に規定する疾病任意継続被保険者（同条第一項に規定する疾病任意継続被保険者と同一の被保険者を除く。）に含まれるものとして、同法及び同法に基づく命令の規定を適用する。この場合において、同条第一項中「船員（以下「船員」という。）」とあるのは、「船員（派遣船員（船員職業安定法第六条第十二条第二項に規定する派遣船員を除く。）を除く。）」と、同条第一項中「船員」という。）を含む。以下「船員」という。)とあるのは、「船員（派遣船員（船員職業安定法第九十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）」と、同法第六条第十一項に規定する船員派遣の役務に従事するために乗組み中」とする。

六条並びに国民年金法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百四号）附則第三十三条の規定の適用については昭和六十年改正法附則第五条第十二号に規定する第三種被保険者と、昭和六十年改正法附則第八十二条第三項の規定の適用については同項に規定する厚生年金保険の適用については同項に規定する厚生年金保険の適用に被保険者とみなす。
第四章 交通政策審議会等への諮問等

(交通政策審議会等への諮問等)

第九十五条 第五十五条第五項に規定するもの

ほか、この法律の施行に関する重要事項につい

ては、国土交通大臣は交通政策審議会の、地方

運輸局長は地方運輸局に置かれる政令で定め

る。
第五章 雜則

3 前二項の規定による所掌事務を行うため必要があると認めるときは、交通政策審議会は国土交通大臣に、地方審議会は地方運輸局長に、資料の提供を求めることができる。
4 第一項及び第二項の規定による所掌事務を行ふため、交通政策審議会の会長は三月に一回以上、地方審議会の会長は一月に一回以上、会議を招集しなければならない。

(指針)

第九十六条 国土交通大臣は、第四条、第十六条、第十九条及び第四十八条第二項に定める事項に關し、無料船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行う者、無料船員労務供給事業者及び船員労務供給を受けようとする者が適切に対処するために必要な指針を公表するものとする。

2 国土交通大臣は、第四条、第六十五条において準用する第十九条及び第三章第四節第二款第一目から第三目までの規定により船員派遣元事業主及び派遣先が講ずべき措置に關し、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。
(指導及び助言)

第九十七条 国土交通大臣は、この法律（第三章第四節第二款第四目の規定を除く。第百条並びに第百二条第一項及び第二項において同じ。）の施行に關し必要があると認めるときは、無料

船員職業紹介事業者、求人者、船員の募集を行

条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第一百条まで、第一百三条、第一百九条、第一百十四条、第一百十七条、第一百二十条、第一百二十三条、第一百二十六条、第一百二十八条及び第一百三十条の規定 平成二十年四月一日
 六 第五条、第九条、第十四条、第二十条及び第二十六条並びに附則第五十三条、第五十八条、第六十七条、第九十条、第九十一条、第一九百六十七条、第一百十一条、第一九百三十三条の二及び第一九百三十九条の二の規定 平成二十四年四月一日

(健康保険法等の一部改正に伴う経過措置)

第一百三十条の二 第二十六条の規定の施行の際現

に同条の規定による改正前の介護保険法(以下

この条において「旧介護保険法」という。)第

四十八条第一項第三号の指定を受けている旧介

護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養

型医療施設については、第五条の規定による改

正前の健康保険法の規定、第九条の規定による

改正前の高齢者の医療の確保に関する法律の規

定、第十四条の規定による改正前の国民健康保

険法の規定、第二十条の規定による改正前の船

員保険法の規定、旧介護保険法の規定、附則第

五十八条の規定による改正前の国家公務員共済

組合法の規定、附則第六十七条の規定による改

正前の地方公務員等共済組合法の規定、附則第

九十条の規定による改正前の船員職業安定法の

規定、附則第九十一条の規定による改正前の生

活保護法の規定、附則第九十条の規定による改

正前の船員の雇用の促進に関する特別措置法の規

定、附則第一百十一条の規定による改正前の支

援等に関する法律の規定及び附則第一百十一条の

二の規定による改正前の道州制特別区域における

広域行政の推進に関する法律の規定(これらにつ

いては、同日後も、なおその効力を有するものとさ

れた旧介護療養施設サービスに係る保険給付の規

定により令和六年三月三十一日までに行われる指

定の規定の施行の際、指定をするする。

前項の規定によりなおその効力を有するものとさ

れた旧介護保険法第四十八条第一項第三号の規

定により令和六年三月三十一日までに行われる指

定の規定の施行の日前にされた旧介護保険法第

一百二十六条の規定の施行の日前にされた旧介

護保険法第一百七条第一項の指定の申請であつて、第二十六条の規定の施行の際、指定をする

かどうかの処分がなされていないものについての当該処分については、なお従前の例による。この場合において、同条の規定の施行の日以後に旧介護保険法第八条第二十六条に規定する介護療養型医療施設について旧介護保険法第四十条第一項第三号の指定があつたときは、第一項の介護療養型医療施設とみなして、同項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第一百三十一条 この法律(附則第一条各号に掲げ

る規定については、当該各規定。以下同じ。)の規

定の施行前にした行為、この附則の規定によりな

お従前の例によることとされる場合及びこの附

則の規定によりなおその効力を有することとさ

れる場合におけるこの法律の施行後にした行為

並びにこの法律の施行後前条第一項の規定によ

りなおその効力を有することとされる同項に規定する法律の規定の失効前にした行為に対する

罰則の適用については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第一百三十二条 この法律の施行前に改正前のそれ

ぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この

条において同じ。)の規定によつた処分、罰則の適用については、なお従前の例による。

改訂の他の行為であつて、改正後のそれぞれ

の法律の規定に相当の規定があるものは、この

附則に別段の定めがあるものを除き、改正後の

それぞれの法律の相当の規定によつたものとみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律

の規定により届出その他の手続をしなければなら

らない事項で、この法律の施行の日前にその手

続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく命令に別段の定めがあるものを除き、これを、改正後のそれぞれの法律中の相

当の規定により手續がされていないものとみなす。

改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十三条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年一二月二〇日法律第一一六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十四条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十五条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年六月二七日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十六条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十七条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十八条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百三十九条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十一条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十二条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十三条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十四条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十五条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十六条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十七条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十八条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百四十九条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十一条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行に伴い必要な経

過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年七月六日法律第一〇九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百五十二条 附則第三条から前条までに規定す

るもののはか、この法律の施行

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条第四項の規定によりなお從前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。	(罰則にに関する経過措置)	3	2	七 七 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務のうち個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に係る事務に係る場合に限る）	八 八 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る）	九 九 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	10 10 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請、届出、申立てその他の行為は、附則第四条の規定によりなお從前の例によることとされるものを除き、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請、届出、申立てその他の行為とみなす。	11 11 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。
六 六 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十六号に掲げる事務に係る場合に限る。）	七 七 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	八 八 船員地方労働委員会（旧設置法第四条第九十七号及び第九十八号に掲げる事務に係る場合に限る。）	九 九 地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）	十 十 旧機関に対して届出その他手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。	十一 十一 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他手続をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。	十二 十二 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他手續をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。	十三 十三 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他手續をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。	十四 十四 旧法令の規定により旧機関に対して届出その他手續をしなければならないとされている事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律の施行後は、政令で定めるところにより、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手續をしなければならないとされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相手に規定を適用する。

(政令への委任)
第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(検討)
第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の実施状況を勘査し、必要があると認めるときは、運輸の安全の一層の確保を図る等の観点から運輸安全委員会の機能の拡充等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二〇年六月六日法律第五三号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一及び二 略
三 第一条の規定(入管法第二十三条(見出しへ含む。)、第五十三条第三項、第七十六条及び第七十七条の二の改正規定を除く。)並びに次条から附則第五条まで、附則第四十四条(第六号を除く。)及び第五十一条の規定、附則第五十三条中雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)第四条第三項の改正規定、附則第五十五条第一項の規定並びに附則第五十七条のうち行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)別表出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の項中「第二十条第四項」の下に「第二十一条第四項四項及び」を加え、「第二十一条第四項」を削る改正規定を超えない範囲内において政令で定める日下「施行日」という。から施行する。

附 則 (平成二三年六月三日法律第六一號) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十一条第一号の改正規定(第二十八条の十二第二項若しくは「を削る部分に限る。」)に限る。)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号))附則第一条(ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定

(検討) 公布の日

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二四年八月一日法律第五
四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年八月一日法律第五
五号) 抄

(施行期日)

第二条の規定並びに附則第五条、第七条、第一項、第十一条、第十二条、第十四条、第十六条、第十八条、第二十条、第二十三条、第二十八条及び第三十一条第二項の規定を起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成二四年九月一二日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 目次を削り、題名の次に目次を付する改正規定、第五条の改正規定、第三十二条の次に一条を加える改正規定(第三十二条の二第三号及び第四号に係る部分に限る)、第十一章の次に二章を加える改正規定(同条第五号から第七号までに係る部分に限る)、第一百三十九項を加える改正規定、第一百十七条の二第二項の改正規定、第一百二十条の三の改正規定、第一百二十二条の二の改正規定(同条第五号から第七号までに係る部分に限る)、第一百三十二条の次に二条を加える改正規定、第一百三十二条の改正規定(同条第四号の次に一号を加える部分に限る)、第一百三十三条の次に二条を加える改正規定、第一百三十三条の改正規定(同条第四号中「第五十条第三項」を「第五十条第四項」に、「基づいて発する」を「基づく」に改める部分及び同条第五号中「詐偽その他の不正行為をもつて」を「偽りその他不正の行為により」に、「訂正」を「再交付、訂正」に改める部分を除く)、第一百三十五条の次に一条を加える改正規定、第一百三十五条の改正規定並びに附則第五条及び第十五条の規定、附則第十七条の規定(国への援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律(昭和二十八年法律第二百三十六号)第六条第二項の改正規定に限る)、附則第二十一条の規定、附則第二十三条の規定中船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項の改正規定(第五条を「第五条第一項に改める部分、「第一百十二条」の下に「、第二十一条の規定、附則第二十三条の規定中船員の雇用の促進に関する特別措置法(昭和五十二年法律第九十六号)第十四条第一項に改め、「労働協約」と、」の下に

(検討)

第九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和三年六月九日法律第五八号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十二条第二項、第十六条の三第二項及び第十六条の六第二項の改正規定並びに附則第十二条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号)第四十七条の三の改正規定(二、第二十五条第一項)を「第二十五条」に改める部分に限る。)及び附則第十四条の規定 公布の日

三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(調整規定)

二 略
三 第二条及び第五条の規定並びに附則第四条、第七条、第九条、第十一条及び第十三条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年六月一一日法律第六六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

1 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二四号)抄

(施行期日)

1 (施行期日)

この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二四号)抄

(施行期日)